

「地縁による団体＝自治会」が法人格を取得した場合、不動産等の資産の保有が可能となる一方、新たに法人として、下記の市税及び県税が関係することとなります。

1. 法人の市民税

四日市市では四日市市税条例第51条第1項第3号の規定に基づき、収益事業（地方税法施行令第47条 注①）を行わない場合、申請により均等割を減免できることとなります。

注① 収益事業 地方税法施行令47条に規定する33業種
物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周施業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権提供業

収益事業を行う場合には下記により課税されることとなります。

法人税割 国税である法人税額 × 13.5%

(旧楠町所在の平成17年2月7日以降に終了する事業年度分から平成22年3月31日までに終了する事業年度分の法人等の法人税率は12.3%)

均等割 年間 5万円

2. 法人の県民税・事業税

市と同様に県でも三重県県税条例第37条第1項第3号の規定に基づき、収益事業を行わない場合には、納期限の7日前までに申請することにより均等割を減免することが出来ます。

法人税法上の収益事業を行っている場合には、下記により課税されます。

法人県民税 法人税割 国税の法人税額×5%又は5.8%

均等割 年間2万円

法人事業税 国税の所得金額×5%、7.3%、9.6%の段階税率

3. 固定資産税・都市計画税

四日市市税条例第71条第1項第4号の規定に基づき、地縁団体が所有する不動産について、その用途、利用状況により、税の減免ができることがあります。

4. 不動産取得税

不動産の取得に対して、県税である不動産取得税に関して、その用途、利用状況により、税の減免ができることがあります。

〔問い合わせ先〕

法人市民税については

四日市市財政経営部 市民税課 諸税係

TEL 354-8133 FAX 354-8309

固定資産税・都市計画税については

四日市市財政経営部 資産税課 管理償却資産係

TEL 354-8139 FAX 354-8309

法人県民税、法人事業税、不動産取得税については

三重県四日市県税事務所 課税二課

TEL 352-0576 FAX 352-0579